

春日大社所蔵『文正元年中臣延祐記』

藤原重雄
土山祐之

【解題】

春日社司中臣（大東）延祐（一三九一～一四六八）の文正元年（寛正七年、一四六六）神事日次記である。延祐は、春日社の神官のうち正預を出す中臣氏の秀行流の主家大東家の延基（正預）の二男で、応永二十年（一四一三）に次預に補任され社司としての歩みを始め（二十三歳、氏人一臆）、文安五年（一四四八）権預、康正二年（一四五六）には正預（六十六歳）となり、一時若宮神主を兼帯、応仁二年に七十八歳で亡くなった（大東延和『新修春日社司補任』一九七二年）。尋尊『大乘院寺社雜事記』応仁二年十月一日条に「正預延祐去月廿六日入滅云々、号大東、不便々々」とみえる。その子孫が大東家嫡流となった。本日記は春日執行正預としての記録になる。現在のところ、延祐のまとまった神事日次記を確認しておらず、また他の春日社家の神事日次記としても、同年のものは把握していない。前後の時期としては、寛正五年の中臣（辰市）祐識の日記が一年分残り、内容も充実しているが、連続的に春日社司の神事日記が残るのは明応年間以降となり、半年に満たない記録とはいえ、貴重な一冊となる。

原本は袋綴冊子装（二七・三×二一・七センチメートル）の計三七丁で、前後の丁を欠く。文正元年の正月元日条途中から残り、五月十三日

条がおそらく後欠で、もう少し続いていたものと思われる。近年まで、一丁が錯簡の上、前後半が二つに分かれて別の場所に存在していた。後半一一丁は、『春日神社記録目録』（同社務所、一九二九年）に「文正元年神事記」「日記十七」一冊として四月一日以降の分が著録されており、史料編纂所では一九八三年にマイクロ撮影を行って『所報』一八、同年、一四九頁）、写真帳〔617.63-4-10〕を公開している。前半二六丁は、旧社家所蔵の未整理断簡類のうちに含まれており、最近、春日大社へ奉納された。旧状のままであるが、現在は一具とされ、今回は錯簡を正した形で翻刻した。古い綴じ穴は連続するので、物理的にも一冊になっていた時期がある。修補の仕方、ノドと折り目の部分のみに裏打ちをする方法が類似する（ただし修補紙自体は同じとも言えない）。前半は綴じられずに一紙ごとになっていたため、ノドの部分の丁付けに従って配列し、その表記を丁付けとした。後半は後に綴じ直されているため、ノドの丁付けを確認できず、現状の丁数をアラビア数字で記入した。これにより、中間部の脱落はなくなった。

日記の内容面に移ると、まず記主については、南郷方（正預方の神人）に関わる記述が散見することから、中臣姓の社司と推測され、とくに二月十一日条では、興福寺より修二月夜莊巖頭役に正預と権神主大中臣家

久が指名され、記主の許へ家久が来て相談し、連名で寺家へ辞退の折紙を提出しており、記主は正預となる。筆跡は一筆で、書写者を確定する素材を探していないが、数日分ごとにとまどて写している雰囲気があり、自筆本とみなしてよからう。春日社司の神事日記は、一年分などをまとめて浄書する清書本として残される場合が多く、書写者は記主と限らないが、空行・余白のあり方からは、記述のための草稿は用意されただろうが、草稿本という程の別写本が蓄積されていた雰囲気でもない。

社家の日記記の基本的な性格として、恒例・臨時の神事等の遂行、とりわけ参仕者と費用の負担、得分の分配などを中心に記録し、また撰闕家や興福寺、あるいは訴訟相手や支配下の神人・在地とやり取りした文書を写し控える。各日の恒例の神供については年中行事の参照が必要となるが、永島福太郎校注『神道大系 春日』（一九八五年）所収の春日大社所蔵『春日社年中行事』『社・二四』が近世社家による故実の研究書として豊富な情報量を誇り、ここでは割愛する。

応仁の乱勃発前夜の時世柄、神供調進の停滞が常態化しており、それへの対応が端々に見られる。正月八日条には、前年の天災により日並・節供の調進が困難になっており、前年末に興福寺の衆中へ訴え出て、衆中や筒井の助成を得て、残りは正預の工面により、元日行事を全うしたことが記される。四月一日の旬御供の御飯の白米が黒いことが問題となり、同十日条の現地側の返答でも、前年の炎旱が理由にあがっている。

また二月の春日祭では、本来の式日である上申日の十二日には公家からの用意が整わず、二十四日に延引している。前年の十一月の春日祭では、内侍が下向せずに当座で違例となり、興福寺では強い抗議の意見もあったが、社家の才覚で実施した。そのこともあってこの時は、寺家の強訴にも従う旨を社家で一決し、朝廷・寺家へ書状を提出している。

興福寺と社家との間では、とくに住京神人交名の提出をめぐるやり取り

りが注目される。二月十一日条に、東西両金堂の修二月夜莊嚴の役を懸けるために交名の提出が求められているが、同二十二日条にて、近年は公役の免除がなく人数が減少し、神用の調達もままならなくなっており、さらなる課役は困るとして提出に抵抗している。閏二月二日にも、他よりも優先すべき役で先例もあると、重ねて提出命令が来たが、社家として拒否しており、以後に記事がなく、提出は回避できたようである。ただ閏二月二十九日条には、社家の者から住京神人へ個別に役が賦課されているとして、その名を提出せよと六方衆から命があり、三月三日に弁明を出すとともに社家中に徹底しているの、寺家側としても事情を調査したらしい。この修二月夜莊嚴に関しては、記主の正預延祐と権神主家久とが頭人に差定されたが、揃って辞退し告文を提出させられたことが、並行して二月十一日・閏二月二日条に出てくる。修二月夜莊嚴役をめぐるのは、鎌倉期から興福寺と社家との間で軋轢が多い。

社家と在地との関係では、四月八日条に、和泉国九箇所の雑免公用につき、取次ないし代官の山田教英（山田城。重英より相伝）から四・五年にわたり未進なので、これを召し放つたとの記事があり、三月八日付の山田の長文の書状が転記されている。和泉国九箇所は近木・日根・和田・池田・春木・恩田・中村・宇多・横山の各荘内と推定されており、供菜魚貝の散在神人に対応して設定された雑免田等である（丹生谷哲一「和泉国における春日神人」『忠岡の歴史』三、一九八三年）、同『日本中世の身分と社会』（塙書房、一九九三年）に圧縮再録。山田城は国人山田氏の一族で、『大乘院寺社雑事記』文明六年（一四七四）五月四日条に（乗英）祖父山田城入滅、同十四年十・十二月冊後付に筒井党（畠山政長方）として「山田城」がみえる（朝倉弘『奈良県史』一一・大和武士、名著出版、一九九三年）。

こうした収取関係の他にも、興福寺から検断関連の指示がいくつか見

える。例えば四月八日条では、六方衆から、神人が兵具を帶することを禁じるよう指示されている。また同十一日条では、高田中務丞の名字を籠めるのに協力している（五月四日に取り出し解除）。同日にも、六方衆から神人の蹴鞠興行につき停止の指示があった。寛正四年に大和・一國・寺門に対して禁制が出されている（『大乘院寺社雜事記』十月十八日条、『中世法制史料集』六卷・寺院法一四五）が、関連するのは賭博・兵法・連歌についてで、蹴鞠はことさらに取り上げられていない。五月十三日条では、社家の検断として、祝園莊の名主清水定房へ神木を携えた神人を発向させている。

同年の興福寺の記録としては、尋尊『大乘院寺社雜事記』と兼円『東院年中行事記』（国立公文書館内閣文庫大乘院文書…古二六・四八八・二）とがあり、『経覚私要鈔』は欠けている期間（文正元年記は八月から十月）になる。これら検断の記事は見られず、興福寺の動向を把握する上でも本記は有益となろう。正月四日条では、一乗院・大乘院の両門跡、別当松林院とともに、北戒壇院隆雅が参賀している。隆雅は翌年二月一日に七十九歳で寂するが（北戒壇院の相承については末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」〔勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年〕参照）、関連して『東院年中行事記』の記事も気にかかる。その二月十日条には、「北戒壇院得業清雅（廿二歳）去年秋比ヨリ病氣、仍為療治去月廿四日上洛、一昨日（八日）円寂云々、有為無常之道理、雖覺悟之内、臨期之愁傷潤両袖了」、同十八日条に「北戒壇院得業他界之間事、大僧正（隆雅）方へとふらひに遣了、使者行専房」とある。隆雅は別当経験者で、その身分で年始に参ったのであろうが、若い弟子の平癒祈願でもあったのだらう。

神社内での違例としては、閏二月十八日条以下で、御供所の竈の前に生えた茸の怪異について、その取り扱いが詳細に記される。社家では千

度祓を五日間のうちに分担して実施した。『大乘院寺社雜事記』閏二月二十五日条にも、「一、社頭大般若若在之、去十七日御供所竈所茸一本（長四寸）出現、同戊剋見出之、仍注進京都云々、於三惣官相尋之処、一昨日注進折紙到来、神人持参申、為祈禱読経之云々、」と簡単な記事がある。なお、大東延和編『春日大社年表』（二〇〇三年）もこの記事拾うが、出典としての「文正元年記」は後半部に限られ、前半部については年次・内容が把握されてはいなかったらしい。

大きな政治的動向に関わる記述は多くないが、三月六日、將軍足利義政が関白二条持通亭に御成しており、春日御師も上京するのが佳例で、御師辰市祐梁の代官として、辰市家支流で神宮預の新祐松が参賀している。その他、三月九日条によると、東大寺の深意坊にて合戦があった。また三月十八日条では、木幡雅豊（従二位、非参議、侍従）が高野山巡礼のため、春日社へも参詣している。『公卿補任』によるとこの年に出家しており、春日参詣の時には俗体で、高野山にて薙髪したか。

以上、内容の網羅的な紹介とはなっていないが、解題とする。最後に、翻刻では中臣・大中臣など社司・氏人の姓の傍注を省略しているので、便宜、他の神事日記にみられる年頭の書き上げに倣って、『大乘院寺社雜事記』同年冊の冒頭を参考に、当年の人名を列举しておく。

関白氏長者 前太政大臣二条持通

南曹弁 参議左大弁勸修寺経茂

興福寺別当 松林院権僧正兼雅

同権別当 東門院法印権大僧都孝祐

五師 権少僧都宗秀（延恩房） 擬講定清（発心院） 大法師順懷（青蓮院、定専房） 大法師宗算（法蔵院） 大法師実心（覚恩房）

一乗院家 前大僧正教玄 大乘院家 前大僧正尋尊

神主大中臣（奥）家徳 正預中臣（大東）延祐

若宮神主中臣(千鳥) 祐勝

中臣社司 權預(北) 祐文 權預(辰市・新) 祐仲 次預(大東) 延

胤 權預(今西) 祐前 權預(大東) 延盛 權預(今西)

祐風 神宮預(新) 祐松 加任預(東地井) 祐弥

大中臣社司 權神主(正真院) 家久 新權神主(中) 時勝

中臣氏人 祐金(大東) 延光 祐友 延俊(今西) 祐辰(辰市)

祐梁 夏

大中臣氏人(中東) 時憲(向井) 師種(西) 師淳(奥) 家興 時

綱(正真院) 家益 師詮 時隆(向井) 師和(奥)

家統

【付記】 本稿はJSTPS科学研究費補助金8H03583(研究代表者・遠藤基郎)

による成果の一部である。藤原が翻刻・解題の原稿を作成し、土山が校正等を行って、両者で細部を検討した。

【謝辞】 調査・翻刻にあたっては春日大社のご高配を得て、松村和歌子氏には種々ご教示を賜った。原本が分かれてしまった状態を鑑み、特にご奉納頂いた旧所蔵者にも深謝したい。また筆耕原稿の電子入力には伊藤瑠美氏のご助力を得た。

【凡例】

- ・ おおもね現在通行の文字を用い、行取りは原本に従ったが、空行・余白は詰めた。
- ・ 文書の控えて、宛所が差出と同じ行に書かれている場合は、充所の行を改めるなど、多少体裁を改めている。
- ・ 丁の表裏の替わり目を「で」示し、前半は原本記入の丁付を、後半は現状での丁数をアラビア数字で記入した。
- ・ 重ね書きは、上に書かれた文字を本文とし、下の文字を右傍で(×○○)とした。

【翻刻】 「文正元年中臣延祐記」

(前欠、正月元日)

一、今日出仕之砌^ニ八丈曳之、諸人備進ノ御幣紙ヲ取集^テ、
両常住役^{ニテ}沙汰之、

両惣官卅枚充、^{不依参否} 権官十枚充、^{不依参否引之、}

両氏々人等三枚充、^{当出仕ハカリ、}

若宮神主分卅枚、^{若宮常住役也、} 同氏人分十枚、^{同之、}

一、御白散式合備進之、

一、寺家^{松林院僧正兼雅、} 御朝拝無之、

一、両院家、^{大乘院教^一式、} 御参社無之、^{大乗院尋^一尊、}

一、両堂修正延引之、

一、越州河口庄十ヶ日御供用脚且到来之間、元日本六種

備進之、

一、春木庄御上分無御下行間、神供不可備進之由披露之、

一、山道庄御上分同無御下行間、神供不可備進之由、名主

祐梁披露之、

一、元日^并大卅日少神灯明神主方^{ヨリ}燭之、

一、二日、御強御供六ヶ度^{音楽無之、} 一巡ノ後八十返^{一二マテ} 賜之、

見参ノ社司氏人昨日^ニ同前也、

一、二日、御節供御神事如例、御供四ヶ度、日並朝夕 本六種^{師淳^一式ウ}

藤井庄^{上役南郷、} 以上、見参社司・氏人同元日之、

一、今日、二日、一御殿、日並朝夕神主方^{ヨリ}樂所ヘ下行之、

円鏡^ハ止之、下役ノ神人直^ニ御前^{ヨリ}樂所ヘ持行之、

一、三日、御強御供二ヶ度備進之、直会事任代々例間、

両惣官一前充被出之、至権官第六臈拝領之、

七・八・九・十臈^ハ不賜之、先規也、

一、三日、御節供御神事如例、御供六ヶ度、日並朝夕

儀俄之本六種^{延風奉行}、本六種^{師淳}、柑子庄^{両惣官}上役北口、

西殿庄、名主時綱、見參ノ社司氏人同前之、

一、今日、三日、二御殿分日並朝夕案所^二下行之、正預役、円鏡^{ラハ}

止之畢、不及下行者也、

一、二日・三日少神灯明ノ油ハ正預方^{ヨリ}下行之、古器ハ

出納ノ役也、トウシミハ常住役也、燭事ハ南郷ノ

未神人役也、

一、四日、早朝、両御門跡^并松林院殿^{于時寺務}・北戒壇院

參賀申畢、惣領祐梁代官ヲ相兼テ御祝申了、

一、四日、御神事如例、御供五ヶ度、音樂無之、日並朝夕

節供六種代四種^{家興}、四種^{師淳}、三嶋庄^{名主延盛}、以上、

見參ノ社司・氏人同之、延盛出仕之、

一、今日三嶋庄ハ當時延盛奉行所職ニ付テ名主沙汰之、

而地下不弁候間、庄備難治之由種々雖歎申、不可叶之由

惣社評定間、無力地下備也、仍於八講屋經營之、

一、五日、御神事如例、御供六ヶ度、日並朝夕 本中本六種

新六^{師淳}、平野庄 般若庄^{各延祐}、以上、見參社司・氏人

同前也、

一、今日辻酒収納如例、

一、今日、五日、仕丁神樂如例、但止円鏡代^{ニテ}沙汰之云々、

一、今日、五日、祐辰從五位下ノ口宣披露之、

一、六日、御神事如例、御供四ヶ度、日並朝夕 四種^{師淳}、大田庄

延祐、以上、見參ノ社司・氏人同前之、

一、七日、御強御供五ヶ度如例、

一、七日、御節供如例、御供五ヶ度、日並朝夕 師淳奉行 新六

西山庄 片岡庄、上役南郷、見參社司氏人同前、

一、今日御神事夜ニ入間、西山ノ御飯ヲ八講屋^{マテ}

以加用付置テ備進之、

一、七日、大乘院家^尋、御社參在之、祝師事

為祐梁代官可令勤仕之由被仰出之間、祐松^{東帶}、參勤了、

御社參以前ニ御幣紙一帖被付之、御社參之式、

僧正御房東ノ御廊ニ入御ノ後、御幣ヲ北面ノ手ヨリ

清賢^{成就院按察法橋}、請取テ進之、退出ノ時御尻切

直之、御拝之後、祐松參テ請之、於祝座啓白之、其後

祐松直ニ奉獻之、鳥居ノ西ノ脇ニテ返祝申之、

其後若宮殿へ御參、御廊ニ着御之式如實了、

一、御幣支配事、本社之分、一御殿分、就当番進之、

殘三御殿分并若宮之分、就御師拝領之、

一、八日、御神事如例、御供四ヶ度、日並朝夕 新六種^{師淳}、

箸尾代八種^{時憲}、以上、見參社司、延祐 時勝 祐仲 延胤

祐前 延盛 祐風 祐松 祐弥 祐勝 中臣氏人、

延光 祐夏 延俊 祐辰 大中臣氏人、時憲 師種 師淳

時綱 師詮 時隆 師和

一、御白散支配事、近年一合備進之間、両惣官各年ニ

拝領之、仍去寛正五年^{甲申}、神主拝領之、若為一合者

正預可賜之处、去今年式合間、各一合充両惣官

拝領之、御神事已後、以宿直人御社務之御宿所へ

送進之、常住之所役也、

一、今日御神事御出仕之砌、權預祐仲以不番代官、社司・

氏人若宮^{マテ}口 宣案披露之、

一、十七日、雨下、当社御田殖如例、

一、廿一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬白杖・御幣・散米
北郷神殿守等勤仕之、見参社司・氏人如常、

一、今日御出仕砌、自案所申云、三旬案所之幕、

以外見苦敷候、早々被沙汰直者、可目出旨申之、返答云、

委細意得候了、案所幕事、寺門之沙汰也、先年御

遷宮ノ时被沙汰候幕、及大破見苦敷間取退之、

当时引御幕者、寺門之幕候、社家更無等閑之儀候、

承通可牒送寺門由返答了、則披露寺門畢、

一、廿二日、祐松為参賀、上洛京都了、

一、廿三日、諸方参賀訖、

一、廿六日、祐松京都ヨリ下向之、

一、二月一日、旬御神事如例、白杖春前南郷一、御幣春主同二、

散米春富同三、御供五ヶ度、旬日並朝夕 朔御供

本六種 以上、見参社司、神主家徳 正預延祐 權神主家久

權預祐文 新權神主時勝 次預延胤 權預祐前 權預延盛

權預祐風 神宮預祐松 加任預祐弥 若宮神主祐勝 中臣

氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲 師種 師淳

家興 時綱 家益 時隆 師和 家統

一、五日、呪師猿樂参上社頭、兩惣官ヨリ下行如例、

一、九日、於社頭猿樂在之、

一、十日、雨下間、猿樂無之、

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、白杖・御幣・散米

南郷神殿守等参勤之、

一、今日御供之時分ヨリ小雨下之、仍見物事、社家出仕之

無座之間、可被延引之由、以沙汰人申送拜殿方処、小雨

止之間、不及左右猿樂始之、又雨下、仍社家無着

座之間、面々不及出仕、則不可然之旨申送拜殿方

已下、向後事可隨其意由返答之、

一、自寺務于時松林院僧正兼雅、奉書到來之、

当年修二月可被始行候、可被催夜莊嚴役用候、

住京神人名字不日可令注進給之由、所候也、恐々謹言、

二月十一日 經算奉

兩惣官御中

一、社家夜莊嚴頭役事、正預延祐并權神主家久可勤仕

之由、先日被仰出云々、不及返事間、今日重而折紙到

來之、大中臣氏人刑部大輔師淳二七可勤仕之由、被成

奉書間、氏人勤仕更無其例上者、是非之不及沙汰

由、御返事ヲ申云々、

折紙修二月夜莊嚴頭役事、不日領否等返事可被

申之由所候也、恐々謹言、

二月十一日 經算奉

正預殿

一、權神主家久來テ申談云、夜莊嚴事、勤仕不可然、

正預方事如何之儀哉由被申間、計會過法、殊更去年

依不熟、神供秘計尚以不事行上者、縱雖如何様之

仰、勤仕不可叶旨令申候、然者以連状可歎申云々、則

折紙ヲ連状ニ沙汰シテ進之處、重而御折紙到來、

修二月夜莊嚴頭役事、依御無力難成之由

被申候、然者如先例咄文可有沙汰、於左様者、如大法

可被遺案文之由所候也、恐々謹言、

二月十一日 經算奉

(十ウ)

(十一オ)

(十オ)

(十二ウ)

正預殿

權神主殿

- 一、十二日、祭礼諸式未定間、延引之、
- 一、十六日、祭礼事、牒送学侶了、

春日祭諸式事、近年公武之儀被処御無沙汰候、神威
陵余至無勿駄候、去年冬季内侍無故御不参候、当季
事、初支干依諸式御故障延引候、来廿四日
遂行必定候、仍諸式無闕怠之様、可被申沙汰候、万一
上卿・弁・近衛使・内侍御不参者、就理運之体、任寺社
評定旨、可被達 上聞之由、云伝奏云南曹可申
沙汰之由、被仰遣大進方者、可然候、為社家同注進候了、
以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

二月十六日

延祐

家徳

供目代御房

- 一、春日祭事、伝奏并南曹方へ以書状申入了、
当季祭礼事、来廿四日遂行必定候、前日御神事
悉致用意候、然者去年冬季祭礼之時、内侍
無故御不参之間、臨期及違乱候、寺門雖^及強々評議、
社中尚存故美、遂無為之節云々、次寮御馬近年
被処御無沙汰、不被牽進候、是又無勿駄候、条々奉行之
弁殿御無沙汰之故候歟、一段可達 上聞之由、寺社
評議候、所詮来廿四日祭礼事、上卿・弁・近衛使・
内侍以下諸式各被差定申、兼日可被仰出御
名字候、万一尚被処御無沙汰者、任寺社一決之旨
可申所存之由、一社一同言上候、以此旨可有御披露候、

恐々謹言、

二月十七日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

伝奏方文案同前、

当季祭礼事、神主方申沙汰間、主典北郷一同^ニ上之、
但公事篇出来在之時者、不依春冬各度^ニ上之
条先規也、凡延否之儀為申沙汰、上之^{ニハ}幾度^モ
方各別也、院雜色下行物同之、

- 一、二月廿一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕
本六種、以上、白杖・御幣・散米等南郷神殿守勤仕之、
見参社司氏人如例、

- 一、御寺務松林院殿^{ヨリ}、御奉書到来之、

就修二月夜莊嚴役、為可被催、先段被仰候住京神人之
名字事、早々可令注進之賜所也、恐々謹言、

二月廿一日

經算奉

両惣官御中

- 一、廿二日、御寺務へ御請^ヲ被申了、
住京神人交名事被仰出候、於彼職者、雖沙汰諸商
売候、恒例臨時之課役、皆以被免除之条、且先規之
処、近年公役等無免許之儀間、人数減少候、依之
每年有限歳未之神用、不及其沙汰式之間、以一社
一同之儀可達申 上聞計略最中候、如今者、住京
神人職事皆以可引退之条、社家愁歎無極之上者、
当年課役事無勿体候、殊更依去年炎旱、
当年日並神供以下、忽可及違乱間、任先規可申付

(十三オ)

(十二オ)

(十二ウ)

(十四オ)

子細候、毎度專神用者社例候、可得御意旨可令披露給候哉之由、一社評定候也、恐々謹言、

二月廿一日

延祐
家徳

(十四ウ)

御奉行所

一、廿三日、猿樂大藏大夫參上社頭了、法樂沙汰之、

一、祭礼已御祓以下神主沙汰之、毎々如例云々、

一、廿四日、春日祭如例、上卿勤修寺御妻、參議左大弁経茂、
于時南曹弁殿、

弁氏長甘露寺殿御方、
近衛使
ウラツ井チトノ、
(四条隆繼)

爰上卿ハ大納言・中納言之位之人下向之处、近日無其体、

大都故障之間、

経茂朝臣參向之、雖南曹弁殿、代官ニ御參向之間、

人夫伝馬以下不能進也、一切不及御下知者也、

一、御戸開上役權預祐仲于時第四、勤仕之、

(十五オ)

一、廿五日、祭礼奉助以下如例、

一、橋板事、廻文在之、

一、廿八日、年号改元、文正云々、

(十五ウ)

一、閏二月一日、旬御神事如例、白杖北郷ノ一、御幣同二、散米三、

御供五ヶ度、旬日並朝夕 朔御供 本六種 以上、見參社司、

家徳 延祐 家久 時勝 延胤 祐前 祐松 祐弥 祐勝

中臣氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興

時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

一、今日出仕之砌ニ、正預延祐殿番神人代官春冬申云、御前ニ

番事、正月・二月ハ兩惣官ノ殿番、一日ヨリ十日マテ

致其沙汰糸勿論候、仍当月閏月ニテ候ヘトモ、唯本月儀間、

当方殿番春房代官春冬、今曉ヨリ祇候之处、北郷

三藁神殿守徳繼内々北郷ノ座中ヘ披露云、先年潤二

月之時、故時益卿神主職ニテ御渡候間、殿番事所持由、

其時ハ閏月ヲハ不沙汰ハテ、神主ノ殿番ハカリ沙汰候、正預殿ノ

殿番ハ不沙汰由申間、北郷ノ座中此事及評定、南郷ヘ

申送候、南郷ニハ先規ノヤウ不存知候、宜為御計旨返答候歟、

去長祿式寅兩惣官家徳、
延祐潤正月御入候、其時者如本正月

壬正月ニモ一日ヨリ至十日、兩殿番致其沙汰候由申之間、此事

以私不可罷出、一社可致評定旨加下知了、則内々相尋処、

先年之間二月ハ文安四年丁卯、兩惣官家繼卿、
祐憲也、而時益卿

当職由三藁申之、曲事也、家繼卿ノ殿番ハ辰時也、近比

相違、比興之申事也、此上者重而不沙汰及、如本二月

兩惣官家徳、
延祐殿番祇候之、自一日至十日、合十ヶ日夜

北郷殿番、南郷殿番春房于時六藁、代官春冬

沙汰之、向後事、閏月ハ如本月可沙汰糸、弥以一定了、

一、今日旬ノ年預、如先規大中臣氏人時隆沙汰之、

一、二日、御寺務ヨリ御奉書到来之、

夜莊嚴頭事、計会由被申候、如先例○可被致沙汰候、

然者重而如大法、咄文之案文可被遣之由所候也、恐々謹言、

潤二月二日 宗算奉

正預殿

權神主方文案同然歟、仍無私曲上者、被下

御案文、可捧咄文旨申入了、

一、同御奉書云、

就修二月夜莊嚴役事、指定課役候、於神供

闕如者、臨時之所役上者、以夜莊嚴可被為本段勿論、

(十六ウ)

(十六ウ)

(十七オ)

近年公役御免之有無者、大乘院御當職之時、
既被相懸之上者、早々可被注進名字由所候也、恐々
謹言、

潤二月二日

宗算奉

兩惣官御中

(十七ウ)

就修二月住京神人夜莊嚴頭役事、臨時課役之
段無余儀候、雖然人数之内守器用被相差之条、
適々例候歟、為惣御神人等課役之条如何之由、
御始行之時申入候了、雖然修二月事中絶之勤行、
近御再興之上者、以一段之儀申付候了、且毎年不闕
細々御始行之時、然者每度住京神人等致其沙汰候哉、
強非定役候条分明候歟、殊更就神用被相懸之由、
每度之社例之上者、堅可歎申入之由、可令披露給候哉由、
惣社評定也、恐々謹言、

壬二月二日

延祐

家徳

(十八オ)

御奉行所

(持通)

一、七日、二条殿御所ヨリ御奉書在之、其故者、御方御所さま

右大臣ニ御昇進間、御神馬代^{百疋}并金覆輪^參、

被進之、就御師祐梁拝領也、代官祐松啓白之、

一、九日、西殿ノ花見在之、

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米等南郷神殿守等

勤仕之、御供五ヶ度、旬日並朝夕 祝蘭庄本六 本六種

以上、見參ノ杜司・氏人如常、

一、十二日、惣社ノ花見在之、十三日、同神馬事会合在之、

一、十八日、朝、南郷常住代官春勝申云、去夕^{戌刻}御供所ノ御電

(十八ウ)

前ノ中ノ石柱ノキワニ、茸一本^{長四寸}出現候、御供所之輩見付之、
希代之事哉由申之、仍申談神主方此事、牒送寺門了、
折紙
社頭御供所御電前^{七茸一本 長四寸}出現、昨夕戌刻ニ
見付之、昼夜焼火之在所、希代事歟、如此之儀於当社
無其例候、先可被相尋幸徳井方哉、万一為重事者、
早可令注進京都候、可隨御左右候、以此旨可有御披露御
集会候、恐々謹言、

壬二月十八日

延祐

家徳

(十九オ)

供目代御房

一、今日平田八庄官名字被取出了、

一、十九日、学侶衆議之状到来、

社頭御供所之御電前茸一本出現之由御注進、仍

幸徳井方相尋処、勘状如此候、於寺門祈禱事

不可有無沙汰旨、学侶集会評定也、恐々謹言、

後二月十九日

供目代教弘

兩惣官御中

若宮神主殿

一、友重勘状云、

社頭御供所御電前茸一本出現候、昨夕戌刻被

見付候、吉凶事、委細勘申候、表示候、闊諍・火事者、御

慎候、然而御祈禱候者、無為可御目出候由、可預御披露候、

恐惶謹言、

閏二月十八日

幸徳井三位
友重

御奉行所

一、御供所茸出現事、注進京都了、主典北郷、

(十九ウ)

就当社怪異事、奏狀一通進上候、子細見彼面候歟、
早被召下御卜形、可致御祈禱候、以此旨可有御披露候、
恐々謹言、

壬二月廿日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

春日社司等言上

事由

右今月十七日、戊刻見付之、当社御供所御竈前^七

葺一本出現之、仍加実檢、一社一同注進言上如件、

文正元年閏二月廿日

春日執行正預延祐

神主 家徳

同伝奏へ^モ注進、文章同前也、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖、御幣、散米、御供五

ヶ度、旬日並朝夕 四種 本六種、見社社司氏人^參

如常、今日旬出合也、

一、今日御供以前、於神主渡屋社司・氏人出仕之集会在之、

葺出現事希代事也、就其祈禱事如何、評定云、

社司・氏人悉五ヶ日間宮廻、別之神供役以下沙汰之、

於当宿所已貝定、千座中臣祓五ヶ日^二可沙汰之旨

一決了、次葺出現之為体、以兩常住御供所雜仕丸^二

被相尋候処、委細同前、件ノ葺^ラハ川へ流由申也、就之

寺門返状^并友重勘状之趣、火事・鬭諍者寺社之

一大事也、云膳部出納、云雜仕方、得其意、每事存隱

便可相振舞旨、以常住代官加下知了、三方神人中

同以職事加下知了、抑祈禱日時事、以兩常住代

(二十才)

可相尋幸徳井旨一決了、則兩代官罷向幸徳井
友重方、祈禱日時事可相尋旨、加下知了、

一、兩常住代官北郷 ・ 南郷春勝、友重方^二罷向^テ

一社之祈禱吉日事相尋処、廿四日巳午時^{ヨリ}御始行

可目出旨返答候旨申之間、則一社得其意候了、

一、廿三日、自大乗院家御供所葺出現事、可被注進処、

于今不申是非、不可然旨御奉書到来之間、件之

子細申入了、又衆中^{ニモ}無注進条曲事由、及評定

旨風聞間、同以折紙牒送之、六方同牒送之、

一、廿四日^{ヨリ}於大宿所一社祈禱在之、每日着淨衣宮廻、

御前一御殿ノ御間、并師子御間^ニ社司・氏人着座之

祈念之、別之御供ノ御役勤仕之、御祓^ハ於大宿所沙汰之、

一、寺門祈禱大般若転読、今日^{ヨリ}三ヶ日於八講

屋沙汰之、

一、千座御祓支配事^{正預并次預ハ不及沙汰、權預祐文同、祐風、祐弥、}

神主^{七座}、權神主^{七十座}、新權神主^{卅座}、慈性院權預^{百座}、

權預^{百卅座}、神宮預^{百座}、若宮神主^{卅座}、

氏人方^{不願次、}

時憲^{百座}、師種^{卅座}、師淳^{百座}、家興^{七十座}、時綱^{七十座}、

家益^{百座}、延光^{七十座}、師詮^{百座}、

以上、自廿四日至廿八日、五ヶ日間^ニ沙汰之、

一、廿四日、祈禱始之、社司氏人大宿所^ニ会合之、御祓以下沙汰之、

出仕人数、家徳^{社司}、延祐、家久、祐文、時勝、祐仲

延胤、祐前、延盛、祐松、祐勝

不參社司、祐風、祐弥^{各在田舎、}

中臣^氏人方、延光、延俊、不參、祐金^{重服、}祐友^{故障、}祐梁^{輕服、}祐辰^{同前、}

(二十才)

(廿二才)

(廿一才)

大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮
時隆 師和 家統 以上、
(廿二ウ)

一、今日一献、家德一瓶沙汰之、

一、廿五日、祈禱出仕同前也、一瓶延祐、一瓶延胤沙汰之、

一、廿六日、祈禱出仕同前也、祐勝・家興・家益、各一瓶出之、

一、廿七日、祈禱出仕同前也、家久一樽、師種兩瓶、沙汰之、

一、廿八日、祈禱結願、出仕同前、師淳一コン沙汰之、

一、廿九日、六方衆議狀到來之、其故者、去年秋比自社中

住京神人二課役ヲ相懸之事在之歟、不可然、万一一類

族致其沙汰者、注給名字、可及嚴密之沙汰云々、

一、三月一日、旬御神事如例、白杖北郷一一藁、御幣同二、

散米同三、御供六ヶ度、旬日並朝夕 朔御供 本六種

本申御供、見參社司、家德 延祐 家久 時勝 延胤 祐前

祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲

師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

一、今日出仕之砌二、去廿九日六方衆議之狀、自神主方以職事

社司・氏人二披露之、

一、三日、御節供御神事如例、御供五ヶ度、日並朝夕

四種節供六種代、西殿沙汰代、神戶福智出合 奄治庄、延祐

見參社司・氏人如例、

一、今日御神事已後、於神主渡屋社司・氏人集会在之、

其故、自六方被命住京神人課役相懸哉否事、并

去月寺門祈禱之時、於慶賀門僧坊童部以小刀

刃傷事在之、又諸方血氣在之、仍条々以書狀可牒

送之由評議了、使者職事、

遣六方折紙案
住京神人課役事、雖先規連綿子細候、近年公方

役無御免許之儀間、以外無人数成候、社中愁歎此事候、
而去年秋比課役事尋承候、於惣御神人等相懸之
事、更以不可有其儀候、自然神人公事篇

以下細々出来之時、依致内外計略、奉行之名主

并使節等、便宜折節之礼節古今之規式候上者、

如此之儀、毎々不違先規社例之樣、可致糺明候、以此旨

可有御披露御集候、恐々謹言、

三月三日

延祐

家德

六方沙汰衆御中

一、喧嘩刃傷事、牒送学侶候了、使者、常住代官、

社頭南門切石并水垣辺、神宮寺前、安居坊之前

所々血氣以外落散候、去廿六日見付之、切石等事

可被取替候哉、次先日於社頭慶賀門、喧嘩

刃傷事候歟、旁以清祓之御沙汰尤可然哉、宜為

御評定之由、一社一同令申候、以此旨可有御披露御

集候、恐々謹言、

三月三日

延祐

家德

供目代御房

一、四日、祐松京都二上洛之、其故者、來六日(足利義政) 公方樣

関白家二条殿、へ御成之、仍御師每度以參洛致奉公

条御佳例也、則今度代官祐松ヲ可召進之旨、

御師祐梁方へ被仰出間、為彼代官參洛之、則(對)

四日夕參 殿中參洛之由申上候處、以御寸面

条々被仰出了、

(廿五ウ)

一、六日、室町殿ニ条殿ニ御成、其式毎々、云 天氣、云 御機嫌、快然也、併神慮至之由御祝着也、

一、九日、祐松自京都下向之、

一、今日山内（小山内）ヲヤマトヨリ東大寺之深意坊（エ）、未明（ニ）

五六人（ニ）寄之、矢人（テ）沙汰（ヲ）引之処、追懸之湯屋之垣内へ引之、而郷人并神人等若衆追懸（テ）、五人

打止了、奈良中物念以外也、

一、就御供所葺出現事、御卜形到来之、院雜色持参、

仍興斗一斗（長合六拜）、充自両惣官下行之、

当社怪異事、御占形如此、祈謝事、一社

一同可被抽丹誠之由、南曹弁殿御奉行所候也、

仍執達如件、

三月二日

左兵衛尉安親（奉）

謹上 春日両惣官御中

陰陽寮

占春日社司言上恠異吉凶（去十七日戌時、当社御供所御籠前、葺一本出現）

今月十七日巳未、時加戌、三月（節）、大衝臨辰為用、将青龍、

中勝先 将朱雀、終勝先 将朱雀、卦遇帷薄不

脩 踟蹰、

推之、依神事違例穢氣所致之上、公家非慎御藥

事、從巽坤方 奏口舌兵革事歟、期、彼日以後

廿日内、及来三月・九月・明年二月節中、並甲乙日也、

何以言之、三伝有自刑神伝終為勝先、是主神

事違例穢氣、又御年上見白虎、大歳上得金神、

卦遇踟蹰、是皆主御藥事、口舌兵革之故也、又用

起日鬼日上有火神火将、天下可起疾疫火事歟、

兼被祈請、至期慎御、其咎自銷乎、

文正元年閏二月廿七日 頭兼天文博士安倍朝臣有祐

一、御祈禱事、以前既致其沙汰上者、不及結番者也、

一、十一日、旬御神事如例、抑今日祐松既社参候上、宮廻沙汰（シテ）

船戸屋（ニ）可入之由存候処、辰市（ヨリ）彦四郎馳来（テ）

申云、去夜（十日）、櫓本律勝殿御他界候、祐松父方之

イトコ也、輕服之由申間、罷出了、左衛門四郎私（ヲ）借（テ）

三ヶ日居住之、三ヶ日已後者部屋へ帰宅了、

一、十七日、祐松吉服之間社参之、

一、十八日、木幡二位殿（雅豊）、社参之、船戸館（マテハ）

異形（ニテ）御参、宿所（ニテ）御行水、御烏帽子召之、淨衣（ニテ）

御社参、祝師祐松、祐梁代官分也、御幣料百疋被進之、

是ヨリ高野山御巡礼云々、御宿ハ手搔之ハラマキ

屋也、社頭（ニテ）一コン申之、其後御ヤトへ御榼ヲ持参之、

十九日手搔ヨリ高野山へ御巡礼、御送馬召進了、

一、廿一日、旬御神事如例、白状・御幣・散米北郷神殿守等

参勤之、御供六ヶ度、旬日並朝夕 四種 本六種

本六種（音楽田）、以上、見参社司・氏人如常、爰今日

音楽田・本六種備進之次第、可為如何哉由評定、

先規不分明、先音楽田之、本六種（ヲ）後（ニ）可備進

由下知了、

一、今日、廿二日、三御殿旬御供、任例樂所（ニ）下行之、御前（ヨリ）

役人之神人直（ニ）下之、爰今日下役北郷神人豊徳沙汰之

処、樓門之下橋ノ辺（ニテ）、伏兔一ハイ落之処（ニ）、

参詣之旅人令祝着懷中（シテ）罷出了、而自樂所

申云、今日旬伏兔無之、如何之由相尋候間、件子細

〔廿六ウ〕

〔廿五ウ〕

〔廿六オ〕

〔一／廿七ウ〕

〔一／廿七オ〕

令申候処、伏兔如本式可有候、不然者音楽事不可勤仕候由申^テ、既止音楽了、自社家返答云、

〔廿八オ〕

旬御供少々クエタル時、申付膳部神人盛直^テ、下行申条先規候、祝以前色種数粉失之時者、幾度^モ沙汰直候、御祝以後^{ニハ}、縦鳥以下取失候へ共、不弁沙汰候、且自然鳥以下取失之時、其可令下行申条度々事歟、此上者無力可為御損亡候、無為御勤仕可然候由申間、先随仰可勤仕云々、

一、卅日^{ヨリ}祐松・延光百ヶ日參籠發願之、船戸

屋^ニ參籠之、

〔廿八ウ〕

一、文正元年^{丙戌、寛正七、}卯月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、

白杖春前^{一、南郷、}御幣春主^{同二、}散米春直^{同四、}旬

日並朝夕 朔御供^{小坂庄役、}本六種^{室町殿御願、}以上、見參社司、

神主家徳 執行正預延祐 權神主家久 新權神主時勝

權預祐前 神宮預祐松 若宮神主祐勝 中臣氏人、

中務少輔延光 大中臣氏人、民部大輔時憲 宮内大輔師淳

中務大輔家興 大藏大輔時綱 民部少輔家益 宮内少輔師詮

時隆 師和 家統 不參社司、權預祐文 次預延胤^{各、計会、}

權預祐仲 權預祐風 加任預祐弥

一、今日旬御飯^{御白米、}庄家持參^{米以外クロシ、}仍

〔2オ〕

以両常住相尋雜仕丸処、云納所使云雜仕方、種々雖

問答候、不事行候、且臨期之儀間、無力之由返答之、向後事

不可然旨、為名主可申送納所^{清淨院方、}之由、惣社評定

了、則折紙^ヲ出納^ノ神人^{マデ}遣之云々、

一、二日、水屋御神楽如例、今日拝殿沙汰云々、

一、三日、水屋神楽北郷座中沙汰云々、

一、四日、水屋神楽若宮方沙汰云々、

一、衆中状到来、去年就博奕張行、当方神人

金千代被解神職了、雖然此人数少々免除之上、^{〔廿〕}

就水神楽歎申間、免除云々、

^{折紙}金千代祢宜被解神職処、依歎申被免除候、

早々可被仰付之由評定候也、恐々謹言、

卯月四日 沙汰衆等

〔2ウ〕

正預殿

則衆議之趣加下知職事有季了、

一、五日、水屋神楽南郷方沙汰之、雨下之間、於水屋御前御

神楽之後、引移^テ着到殿^{ニテ}三方遊覽之、

一、八日、六方衆議之状到来、

^{折紙}奈良中物念之時、神人等動如鄉人^{〔帶〕}対兵具

罷出事、不可然事候、神穢事候処、就血忌等有其

恐事候、所詮於向後者、加様之儀堅可有停止候、若左

様之体令顯現候者、可被及嚴蜜之沙汰旨、評定候也、

恐々謹言、

卯月八日 六方衆等

兩惣官御中

若宮神主館

此折紙、以職事加下知南郷座中了、

一、和泉国九ヶ所雜免公用、近年之請口五貫文、山田之

城方^{教英} 取繼^テ進惣社之処、此四五年一向無沙汰也、

然間競望之族在之、強山田城方^ハ非代官、小路方之

儀^ヲ取次計也、但向後事不可有沙汰旨、書状到来之、

^{立文}一日の御返事委細承候了、兼又ミしんとう又御ねん

〔3ウ〕

〔3オ〕

くうふさたつかまつり候^ニよりて、ふたいのたいくわんめし

はなち候ハ、身^ニハかいふんの御ちうせつとこそ存候へ、かんよう

きよねんの事^ハ、しゅんちはうしやけよりあつかり申候

とて、百しやうせめ候、こなたはうハかたくさいそく申候、

さ候^{ほと}、百しやうとかく申候て、さた申候ハす候、又こそ

ゑんかん^ニより候て、かまおあてぬところも候間、いまに

さた候ハす候、一日^{一日}も申入候しことく、人^を下候て、つかいお

つけ候て申候間、きよねんの事^ハ、いまのことく候、
(4オ)

たうねん^ハ、かいふんさた申候へく候、しゅんちはう

いかに^く申せとも、もちい候まし候よし、かたく

百しやうらともうけこい候間、まかりのほりて候、かんよう

たうねんより^ハ、かたくミしんなく、五貫文のふん

さた申候へく候、せうしの事^ハ、わきため申候て、可進上、

此よし御心へ候て、御ふちおかうふり候ハ、畏入候へく候、身の

わたくしのとくふん^ハ、れうそく一貫文とあらまき

一二はかりにて候之間、わたくしのとくふんかくの

ことく候へ共、おやにて候物之ときよりたいくわん
(4ウ)

つかまつり候間、いかやうのしさい候とも、ふつとのき申候事

あるまし候へく候、しゅんちか事しやうたいたなき事、せひ

候ハす候、御ほうこうと存候て、よの物^ニ申つけ候ハ、御くよう

ふさたある^ニよりたる事にて候かし、さ候ハ、御ほう

ミにもあつかり申、又のそむ人候とも、御ミ、にも入られ

す、とかくうけ給候ハ、ちうかふちうとこそハ存候へ、いかやう^ニ

うけ給候とも、ふつとまかりのき候事ハ、あるまし候へく候、

御ふちおかうふり候ハ、畏入候へく候、恐々謹言、

三月八日

教英^判

正のあつかりとの まいる

尚々^{そて}ミしんとうハ、いせんのたいくわん

つかまつり候により候て、かく候うへ^ハ如何

めしあけられ候へく候、畏入候へく候、

尚々^{らい紙}申入候、御一らうかたくうけこい申候うへハ、

一日^{一日}のおりかミのことく給候へく候、畏入候へく候、

正のあつかりとの
人々御中
教英

所詮公用事、五貫文分不可有沙汰旨、請文之上者、折

紙^ヲ遣了、此在所事、城方可自専条無其謂、春地

代官職申付之時、故山田ノ重英口入取次之由緒

計也、雖然年貢不法之上者、非沙汰限者也、

一、遣山田方折紙案

春日社領泉国九ヶ所事、先代官方無申付儀候、

所詮代官職事被申付可進之輩、毎年神用無不法懈怠

可被執沙汰候、万一有無沙汰之儀者、雖為何時可被召放

代官職由、惣社評定候也、仍執達如件、

文正元年
卯月七日
延祐

山田殿

一、七日^{ヨリ}時憲 師種 師淳 時綱 師詮 時隆 師和

百ヶ日參籠始之、大宿所也、

一、同日^{ヨリ}祐前 家興 家益 橘屋^ニ百ヶ日參籠始之、

一、十日、南郷牧務方納所^{清浄院ヨリ}、以承仕并神人成春

被申^云、去朔日旬御供御白米黒々間事、社家蒙仰候趣、

堅加下知庄家之處、当旬山田村候、而彼在所去年

炎旱過法之間、生得之米悪候、曾非緩怠之儀候、

所詮随分可致奔走之由申上候、但明日^{十一日}、之分只今

(5オ)

(5ウ)

(6オ)

持參候、是又例式^{ヨリハ}クロク候哉、但地下之時宜如此
候上者、納所非無沙汰候、可然様惣社^ニ御披露可目出云々、

一、十日^{ヨリ}變異御祈禱、七番^ニ職之廻文昨日到来了、

一、十一日、旬御神事如例、白杖春主^{第二}、散米春直^{同第四}、

御幣春景^{第五}、御供五ヶ度、旬日並朝夕 祝園本六

本六種^{御所御願}、以上、見參社司、家徳 延祐 家久 祐文

時勝 延胤 祐前 祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊

祐辰 大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益

師詮 時隆 師和 家統

一、今日、^{申廻}下藁分^{ヨリ}高田中務丞名字^ヲ被籠之、

仍兩惣官并若宮神主代官出仕之、

一、今日、^{十二日}、六方衆議之狀到来、

今般神人等、於山内蹴鞠之会増倍興行之条、

太不可然候、於向後停止之様、御下知可目出候、尚以

無承引之儀者、可及嚴密之沙汰之由評定之趣、惣社

可有御披露候、恐々謹言、

卯月十一日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、成就院清賢自十六日^{ヨリ}參籠之、仍宿所事被申間、

三十八所屋^ヲ借請^テ遣之、初日四種御供備進之、

御供代百疋、御幣代百疋、彼是式百疋請取了、

瓶子一双、索麵^六、一盃遣之、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖春主、御幣春直、散米春景、

御供五ヶ度、旬日並朝夕 四種^{師淳}、本六^{師淳}、以上、見參社司、

家徳 家久 延胤 祐前 祐松 祐勝 中臣氏人、延俊

大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮
時隆 師和 家統

一、廿二日、成就院參籠結願申上^{トテ}又百疋送之、

不及奉幣、啓白之、祐梁拝領之、

一、五月一日、旬御神事如例、白杖基定^{北郷一}、御幣

守弘^{同二}、散米德繼^{同三}、御供五ヶ度、旬日並朝夕

朔御供 本六種 以上、見參社司、神主家繼 正預延祐

權神主家久 權預祐文^勝、新權神主時勝 次預延胤 權預祐前

神宮預祐松 若宮神主祐村^勝、中臣氏人、延光 祐辰 大中臣氏人、

時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

江州鯉江庄可被差下御用候、召課神人三人分、納所

清淨院可召賜候、他国可差遣用、器用之体

被精撰可召給候之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

五月二日

供目代実俊

兩惣官御中

若宮神主殿

日限事、納所方可被申候、随彼

儀可被召遣候、

一、四日、高田名字被取出了、寺門御使節參向、兩惣

官并若宮神主代參祇候了、

一、五日、御節供御神事如例、御供五ヶ度、日並朝夕

四種^{御供六種代}、四種^{西殿所役}、神戶 奄治庄、

見參社司、家徳 延祐 家久 時勝 延胤 祐前

祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊 祐辰 大中^{氏人}□□、

時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和

家統 以上、

一、今日二御殿日並朝夕、正預方^{ヨリ}案所^ニ下行之、
一、鯉江下向神人事、來十一日可召賜之由、自納所^{清淨院、}

被申間、三人分加下知、其子細遣折紙了、

北郷重信^{大藏丞、}南郷春冬^{〔内カ〕}若宮宗時^{新兵衛尉、}

三人治定了、爰粮物事、人別五十疋充可下行^{〔又進之由〕}

由被申候間、出立難叶旨歎申之間、其子細牒送于

学侶之處、人別百疋充下行之、仍三人十一日下向之、

一、十一日、旬御神事如例、白杖基定、御幣守弘、散米吉実、

御供五ヶ度、旬日並朝夕^祝本六^{本六}、見參社司・

氏人同前、朔日出仕了、

一、今日評定云、旬御供カルモノ^{ニハ}飛魚^{イラ}六本、鮭兩種

之處、此間スルメヲ備進不可然、向後者カラサケヲ

可備進之由、両出納^ニ下知了、

一、案所^{ヨリ}申云、幕并大鼓破損之事、早々

御新造可然候由申候、承諾可牒送于兩門候、

一、十三日、案所^{ヨリ}書狀到來、幕并大鼓破損事也、

仍兩惣官料紙^ヲ相副^テ、牒送于寺門畢、

一、十三日、六方衆議之狀到來之、^{使者仕丁丸也、}

明後日^{十五日}、神人四人沙汰衆迎可召賜候、以前進

書狀之時、專当申子細候、於其段者、重而可被糺明候、

於于今者不日間、以仕丁令申候、更々不可為先規之由

評定候也、恐々謹言、

五月十三日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

(10ウ)

一、六方并衆中衆議之狀、專当持参之時規式事、

折紙^ヲ請取時^{ハ、}中間少者乃至下女^{ニテモ}請取之、

返狀以下渡之時者、若党所持之体在之時者、若者

上下^ヲ懸^テ罷出渡之、若党無之体、又^ハ他行

之時^者、社家之輩直垂^ノ上ハカリ打懸^テ渡之、

自然神人^{など}祇候之時^者、以彼等渡之条、古今先規

之處、近年動中綱等不依若党之有無、直^ニ

可渡之旨申候也、此条無先規之處、如此挿申衆儀哉、

糺明之時可得其意者也、伝聞元者、若宮神主方^{ニハ}

番之神人^{トテ}、神前昨日ノ番衆、今日ハ社務^ニ

祇候^{シテ}、寺門衆議之狀取次云々、近代此儀中絶候歟、

一、祝園庄清水七郎^{定房}、名田事、於本役^者致其沙汰、

至加地分者、為御恩可賜預之由、乍捧請文、近年

云本役無沙汰、云緩怠不忠、旁以科条重畳之間、

今日^{十三日}、神人四人差下之、奉振^{神木於屋內}

畢、自城内矢^ヲ射出之、雖然神人^ニ同道之族

懸入間、無力清水城内^ヲアケ^テ退出之、

(後欠)

(11ウ)

(11オ)